

今後の町の空家等対策について

R5. 5. 18 環境資源課 環境推進担当

1 趣旨

防災・防犯・衛生・景観など、空家等を起因とする、さまざまな生活環境への影響を防止・低減するため、今後予定する空家等の対策について報告します。

2 現状

現在の空家等の対策は以下のとおりです。

(1) 町の主な対策

- ① 一斉調査 …町が把握する不適正管理空家等リストをもとに、年2回定期調査を行い、必要な場合は文書等により是正指導を実施
- ② 個別指導 …上記一斉調査に加え、住民から個別に相談を受けた空家等について、必要に応じて文書等による指導を実施

※その他、「空き家バンク」、「空家講座」を実施

(2) 空家等の状況

- ① 町が把握している空き家＝76件（令和5年3月31日現在）

※町民から町に不適正管理の通報・相談が寄せられ、継続調査をしている空家台帳件数
〔台帳件数実績〕

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	43	54	66	65	76

- ② 上記への対応状況（令和4年度）

- ・一斉調査実施＝76件（令和4年度7月、2月実績）
- ・是正指導実施＝69件

3 課題・対策

(1) 空家等対策 4つの柱

空家等の対策に求められるポイントと町の対策

<ポイント>

<町の対策>

- ① 未然防止 → 空家講座
- ② 適正管理の促進 → 一斉調査、個別指導
- ③ 緊急措置 → 可能な範囲で個別対応（※）
- ④ 利活用の促進 → 庁内連携体制、空き家バンク

（※）法律（空家特措法）上は、緊急措置には「特定空家」への認定が必要であり、迅速性に欠けるほか、措置対象となる危険度のレベルも限定的です。そのため、法律レベルまでは至らない危険空家等であっても、必要に応じて迅速かつ柔軟に緊急措置できる体制を整えることが必要です。

(2) 空家等対策 今後のスケジュール

空家等の対策について、今後町として特に強化するもの

- ① 緊急措置的対応
- ② 庁内連携体制

これらを強化するため、本年度において、空家等対策協議会条例の制定と、空家等の適切な管理に関する条例及び規則の制定等を行う予定です（詳細は別紙スケジュールを参照）。

〔スケジュール〕

	取組	内容等	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
1	・空家等対策協議会条例の制定 (令和5年6月議会)	・空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という)第7条第1項の規定に基づく協議会を設置	●					
2	・空家等対策協議会の開催 (※1)	・空家等対策計画の策定、特定空家等の施策に関する事項等を協議						
3	・空家等の適切な管理に関する条例の制定(令和6年3月議会) ・空家等の適切な管理に関する規則の制定	・特措法に定めるもののほか、空家等の対策に関し必要な事項を定める ・空家等に対する緊急安全措置などの実施基準を定める		●				
4	・空家等対策計画の策定、運用	・空家等対策を総合的、計画的に推進し、空家等に関する施策の充実を図るために計画を策定及び運用する						
5	・空家等対策庁内会議規程の制定 ・空家等対策庁内会議の開催	・空家等対策の検討及び実施にあたり、庁内関係課による情報の共有と調整を行う						

※1 [構成メンバー(特措法第7条第2項の規定に基づく)] 市町村長、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者のうち、町長及び委員10人以内